

答弁書第八二号

内閣参質一七七第八二号

平成二十三年三月一日

内閣総理大臣菅直人

参議院議長西岡武夫殿

参議院議員若林健太君提出相続税の最高税率引上げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員若林健太君提出相続税の最高税率引上げに関する質問に対する答弁書

相続税については、平成十五年度税制改正により七十パーセントの最高税率が個人所得課税の最高税率を踏まえて五十パーセントに引き下げるなど、累次にわたる最高税率の引下げを含む税率構造の緩和及び基礎控除の引上げにより、その再分配機能が低下しているところである。

平成二十三年度税制改正においては、相続税の再分配機能を回復し、格差の固定化を防止するため、高額の遺産取得者を中心に負担を求める観点から、税率構造の見直しを行うこととし、最高税率については、過度の負担の増加とならないことに配慮しつつ、五十五パーセントへの引上げを行うこととしたものである。

